

WTO サービス交渉におけるリクエストの概要（法律サービス）平成 14 年 10 月 17 日
外 務 省**1. 対日リクエストの概要（法律サービス）**

外国法事務弁護士と日本弁護士との提携の自由化（**米、EC、豪、台湾**）。
外国法事務弁護士が、母国法、第三国法、国際法を扱うための参入、事務所設置の自由化（**豪、中国**）

外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用禁止の撤廃（**米、EC、豪、台湾**）

外国法事務弁護士、外国ロー・ファームの法人化及び複数の支店設置の自由化。外国ロー・ファームの名称使用（**米**）。

法律サービスの提供を自然人に限るとの制限の撤廃（**法人の設立の自由化**）（**EC、NZ、星、メキシコ**）。外国法事務弁護士の第三国法に関する業務禁止の撤廃（**米、豪**）、外国法事務弁護士に対する3年の職務経験要件の撤廃（**EC、豪**）

外国法事務弁護士の年間180日の居住要件の撤廃（**EC、星、メキシコ**）。

2. 我が国のリクエストの概要（法律サービス）

現地の資格を有する弁護士サービスにつき約束を行うことを求める（現地の弁護士資格取得の国籍要件の撤廃）（**カナダ、オーストラリア、中国他全17カ国**）。

外国の資格を有する弁護士が、母国（原資格国）の法律サービスを提供することを認めることを求める（職務経験要件については通算で3年以内とすることを求める）（**米、EC他全14カ国**）。

外国の資格を有する弁護士が、国際法についての法律サービス、又は第三国法についての法律サービスを認める追加的約束を行うことを求める（**米、EC他全19カ国**）。

連邦制国家において、州毎の留保がある場合には、全州・区同水準の自由化約束を求める（**米、カナダ、オーストラリア**）。